

施策名	3 社会を支える福祉支援の充実
-----	-----------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	95ページ
-------	---------	---------	-------

1 施策の位置付け

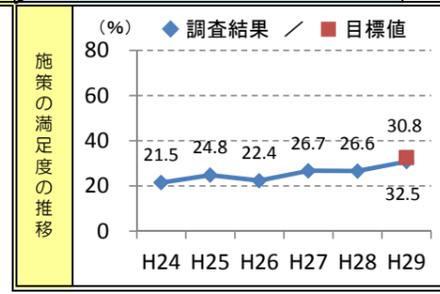
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	5 都市の福祉力を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	--------------	---------------------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価						
	指標1	保健・福祉に関する相談取扱件数(件)	単年度目標値	57,650	57,920	58,190	58,460	58,730			59,000	A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	21.5%	24.8%	22.4%		26.7%	26.6%	30.8%	B		
実績値			57,381	57,450	55,435	57,776	58,295	58,488	56,809	目標値(H29)	32.5%				前年度からの増減	3.3%	-2.4%	4.3%	-0.1%	4.2%					
目標値(H29)			59,000	単年度の達成度	99.7%	95.7%	99.3%	99.7%	99.6%	96.3%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)							B							
指標2	生活保護受給者等の就労支援による就労件数(件)	単年度目標値	80	100	120	140	160	180	A	【参考】 中核市等との水準比較	生活保護率(%)	中核市平均	17.61	18.47	19.26	19.37	19.00	19.18	実績値	15.30	16.00	16.50	16.60	16.69	16.60
		中核市での本市の順位	21位/41市中	20位/41市中	19位/42市中	20位/45市中	21位/45市中	22位/48市中																	
		現状値	63	実績値	83	254	215	221			219	268	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位										
目標値(H29)	180	単年度の達成度	103.8%	254.0%	179.2%	157.9%	136.9%	148.9%	中核市での本市の順位																
指標3	単年度目標値	実績値	単年度の達成度	/							/														
		現状値	実績値	/							/														
		目標値(H29)	単年度の達成度	/							/														

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について	
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

・国においては、生活困窮者自立支援法により、生活保護に至る前の自立支援策の強化が図られたほか、地域包括ケアシステムの構築の推進や地域共生社会の実現のための検討・法改正が進められている。
 ・東日本大震災後も多発する自然災害により、地域における支え合いや助け合いはますます重要視され、また、少子高齢化・核家族化の進行、高齢者世帯を中心とした生活保護受給世帯の増加や子どもの貧困・貧困の連鎖、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等が抱える複合的な福祉ニーズの増大など、様々な福祉課題が生じており、対応が求められている。
 ・高齢化や核家族世帯の増加、制度の周知・普及などにより、福祉サービスの利用が増加しているため、より一層の福祉サービス事業者への適正な指導が求められている。
 ・全国的生活保護受給世帯は、依然として高い水準で推移しており、本市においても高齢者世帯を中心に生活保護受給世帯が増加傾向にある。また、医療扶助の適正化や不正受給防止策など、より一層の生活保護の適正執行が求められている。

・保健・福祉に関する相談取扱件数は、育児や生活困窮など様々な相談に対し、窓口相談や家庭訪問など相談機会の確保や周知に努めたことにより、順調に推移している。
 ・生活保護受給者等の就労支援による就労件数は、「ハローワークとの一体的事業」、「就労促進指導員を活用した就労支援」、「民間委託による就労支援」、「個別自立支援プログラム」など、生活保護受給者の特性に応じた就労支援に努めたことにより、就労件数は目標値を上回った。

市民満足度
 ・保健福祉相談担当が取り扱う保健・福祉に関する相談取扱件数は、ほぼ同水準で推移しており、また、生活保護受給者等に対する就労促進の充実強化により就労件数も目標値を上回っており、市民満足度は前年度と同水準で推移している。

総合評価	83点
総合評価	概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	苦情解決事業		福祉サービスに関する苦情の解決	・福祉サービス利用者	・苦情の相談対応 ・事例検討会の開催	計画どおり	37	H15		市が提供する福祉サービス等についての苦情に対応するため、引き続き、構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適正に運営していく。
2	保健と福祉の相談業務	○★	健康の保持・増進, 疾病予防, 育児不安等の軽減	市民	・保健と福祉の相談	計画どおり	179	H10		市民ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、関係機関等との緊密な連携や住民等と協働しながら効果的な事業展開を行う。
3	地域保健福祉の情報提供	★	健康づくりに対する意識の高揚	市民	・保健と福祉の情報提供	計画どおり	-	H24		市民が健康づくりに主体的に取り組む意識高揚につながるよう、啓発内容の検討や保健福祉情報の充実を図っていく。
4	社会福祉施設指導監査		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人に対する指導監査	計画どおり	164	S26		市内の社会福祉法人・施設に対して、定期的に指導監査を行うことで、社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図っていく。
5	障がい福祉サービス事業者指導監督		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	計画どおり	3,368	H24		市内の障がい福祉サービス事業者に対して、定期的な実地指導及び事前に通知を行わない巡回支援指導を行うことで、障がい福祉サービスの質の向上を図っていく。
6	介護事業者指導監督		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護保険事業者	介護事業者に対する指導及び監査	計画どおり	3,068	H20		市内の介護事業者に対して、定期的な実地指導及び事前に通知を行わない巡回支援指導を行うことで、介護サービスの質の向上を図っていく。
7	生活困窮世帯の的確な把握		潜在する生活困窮世帯の的確な把握	生活困窮者世帯・ホームレス	・関係各課への情報提供依頼 ・ホームレス実態調査の実施	計画どおり	-	H12		生活困窮者の自立を支援するため、引き続き関係各課からの情報提供やホームレス実態調査等により生活困窮世帯の的確な把握に努め、必要に応じて生活保護の相談申請や各種福祉サービスの提供など、適切な支援をしていく。
8	自立相談支援事業	○★	生活困窮状態からの早期脱却支援	生活困窮者	・相談支援窓口を設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	25,162	H26		生活困窮世帯を早期に把握し、支援を行うため、庁内関係各課や関係機関、民生委員等との連携を更に強化しながら、積極的なアウトリーチなどに努めるとともに、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、困窮状態からの脱却を図っていく。
9	学習支援事業	○★	子どもの将来の自立促進と貧困連鎖の防止	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生	・学習支援教室の開催 ・通信添削の実施 ・高校進学に関する進路相談の実施	計画どおり	13,412	H26		高校等への進学を促進するため、引き続き学習支援教室及び通信添削を実施するとともに、関係機関との連携により一人でも多くの生徒が参加できるよう周知徹底を行う。また、高校進学後も自立促進に向けた支援に取り組んでいく。
10	生活保護制度の適正実施(就労支援の推進)	○★	被保護世帯の就労自立の促進	生活保護受給者	・ハローワークと一体となった就労支援 ・就労促進指導員による就労支援 ・民間委託による就労支援 ・ケースワーカーによる個別自立支援	計画どおり	17,458	H18		生活保護受給者の就労支援を行うため、引き続き、「ハローワークとの一体的事業」や「民間委託による就労支援」など、各種就労支援事業を実施し、支援対象者に見合った支援プログラムの提供により就労につなげるとともに、就労後もフォローアップを行いながら職場定着を図っていく。

11	生活保護制度の適正実施 (医療扶助の適正実施)	被保護世帯に対する適正な 医療扶助の提供	生活保護受給者	医療扶助に係るレセプト点検業 務を専門業者に委託	計画どおり	1,675	H14		後発医薬品使用の促進指導、自立支援医療など他法による医療給付制度の活用 を指導し、医療扶助の適正運営に努めていく。
12	民生委員活動等に対する支援	民生委員活動を遂行するた めに必要な知識及び技術の 習得や民児協の地域福祉活 動事業の支援	民生委員児童委員	・民生委員に対する研修会や民 児協の事業に対する補助	計画どおり	18,692	S29		民生委員児童委員が相談活動を行う上で必要な知識や技術を習得できるよう研 修事業を支援するとともに、民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業を支 援していく。
13	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社 会の実現	市民	・啓発運動の実施	計画どおり	41	S57		更生保護や犯罪・非行の未然防止のため、引き続き保護司会や更生保護女性会 などの関係団体と連携し、「社会を明るくする運動推進市民のつどい」などの啓発 運動を実施していく。
14	宇都宮保護区保護司会補助金	保護観察、更生保護並びに 犯罪予防活動の円滑化	宇都宮保護区保護司会	・宇都宮保護区保護司会の取 組に対する補助	計画どおり	1,580	H25		市民福祉の向上を図るため、引き続き更生保護並びに犯罪予防活動を支援する。
15	宇都宮更生保護女性会補助金	更生保護並びに非行防止活 動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	・宇都宮更生保護女性会の取 組に対する補助	計画どおり	110	H25		犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、引き続き更生保護女性会による地 域福祉活動事業を支援していく。
17	産休等代替職員費補助金	救護施設の健全な施設運営 の確保及び被保護者への処 遇の充実	救護施設	・救護施設職員の出産又は疾 病による代替職員雇用支援	計画どおり	0	H12		救護施設における入所者への適正な保護を実施するため、引き続き産休等の代 替職員の雇用の確保を支援していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆保健・福祉サービスの相談及び情報提供については、多様な福祉サービスの中から、適切なサービスを受けられるよう、情報提供手段や総合的な相談機能の充実が求められている。</p> <p>◆生活保護受給世帯の増加率は鈍化しているが、高齢者世帯を中心として増加傾向は続くものと見込んでおり、引き続き生活保護制度の適正な運用に努めながら、就労支援など自立に向けた支援策を推進する必要がある。また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の早期把握と包括的な支援を行うため、関係機関等との連携をさらに強化していく必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉 ◆市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供され、自立性の高い生活が送れるよう、引き続き、保健・福祉サービスの相談・情報提供や福祉サービス事業者の適切な運営のための指導監督に努めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮世帯に対する自立支援策に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆保健と福祉の相談業務 ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、関係機関や住民と連携・協働し、事業を実施していく。</p> <p>◆生活困窮世帯への支援の充実 訪問調査等により生活保護受給世帯の生活実態を的確に把握し、必要な指導・助言を行うとともに、就労支援の充実強化や医療扶助の適正化、不正受給防止対策など、引き続き生活保護制度を適正に実施していく。 また、生活困窮者に対する支援については、庁内関係各課や関係機関等と情報を共有しながら、早期把握のための積極的なアウトリーチ(*)を行い、自立に向けたきめ細かな支援を行っていく。 *アウトリーチ：自ら相談できない者に対し訪問支援等、積極的に働きかけること。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆地域保健福祉の情報提供 市民の主体的な健康づくりに対する意識の高揚につながるよう、啓発内容の検討や保健福祉情報の充実を図っていく。</p>